

23 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、平成 23 年 6 月 24 日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 8 月 11 日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
 同 川 辺 敦 子
 同 石 井 幸 充
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

- 21 監査公表第 12 号(平成 21 年 9 月 7 日付 福岡市公報第 5670 号公表)分
 . . . 3 件
- 22 監査公表第 7 号 (平成 22 年 5 月 6 日付 福岡市公報第 5730 号公表)分
 . . . 1 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

21監査公表第12号（平成21年 9 月 7 日付 福岡市公報第5670号 公表）
 （事務監査）

1 テーマ監査

(1) 消防局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 「福岡市支部連合会交付金」(消防伝統技術運営助成費)の出納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>本市職員が準公金として管理する「福岡市支部連合会交付金」については、「福岡市支部連合会各支部等への運営交付金交付要領」等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、平成 20 年度「福岡市支部連合会交付金」(消防伝統技術運営助成費)の交付先団体のうち、「福岡市消防太鼓会」及</p>	<p>福岡市支部連合会交付金取り扱いについて、取り扱い等の注意事項等を詳細に示した、「福岡市支部連合会交付金事務処理要領（準公金事務の手引書）」を平成 22 年 3 月に作成し、各事務局における取り扱いの徹底を図った。</p> <p>また、事務担当者については、人事異動時期などを捉え研修を行うとともに、決裁権者等に対しても研修を行い、一層のチェック体制強化を図った。</p>

<p>び「福岡市消防木遣り会」の事務局の出納事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>本交付金については、その原資が市税その他の貴重な財源でまかなわれていることに特に留意し、その出納事務に当たっては、事務の執行状況の把握に努め、必要に応じて適切な指導を行うなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>現金は預金口座で管理するとともに、支払は原則として口座振込とし、その都度、預金通帳その他により支払金額を確認の上、経理簿に記帳すべきところを、決裁を得ないままあらかじめ預金口座から現金を引き出し、担当者が管理していた。その結果、「決裁」及び「現金出納簿」の記載内容が、「預金通帳」の記帳と大幅に相違していた。</p> <p>(東消防署警備課、南消防署警備課、警防課関連)</p>	
<p>(イ) 「福岡市支部連合会交付金」(支部交付金)の出納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>本市職員が準公金として管理する「福岡市支部連合会交付金」については、「福岡市支部連合会各支部等への運営交付金交付要領」等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、平成20年度「福岡市支部連合会東支部交付金」、「同中央支部交付金」及び「同南支部交付金」の交付先団体の事務局の出納事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p>	<p>福岡市支部連合会交付金取り扱いについて、取り扱い等の注意事項等を詳細に示した、「福岡市支部連合会交付金事務処理要領(準公金事務の手引書)」を平成22年3月に作成し、各事務局における取り扱いの徹底を図った。</p> <p>また、事務担当者については、人事異動時期などを捉え研修を行うとともに、決裁権者等に対しても研修を行い、一層のチェック体制の強化を図った。</p>

<p>本交付金については、その原資が市税その他の貴重な財源でまかなわれていることに特に留意し、適正な出納事務を行うとともに、二次交付先団体(分会)の実績報告についても、その成果の調査確認等を適切に行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 南支部の出納事務において、現金は預金口座で管理するとともに、支払は原則として口座振込とし、その都度、預金通帳その他により支払金額を確認の上、経理簿に記帳すべきところを、決裁を得ないままキャッシュカードであらかじめ預金口座から現金を引き出し、担当者が管理していた。その結果、「決裁」及び「現金出納簿」の記載内容が、「預金通帳」の記帳と大幅に相違していた。</p> <p>(南消防署警備課、警防課関連)</p>	
--	--

22 監査公表第 7 号 (平成 22 年 5 月 6 日付 福岡市公報第 5730 号公表)

(事務監査)

1 局別監査

(1) 住宅都市局

監査の結果	措置の状況
<p>(エ) 公園の使用料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公園の使用料等の徴収に当たっては、福岡市公園条例及び同施行規則に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成 21 年度の公園の使用料及び占用料の徴収事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>公園の使用料等の徴収に当たっては、関係条例等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>誤った徴収額の差額については、徴収済である。また、申請者に対して、申請書類に占用許可面積が確認できる書類を必ず添付させるよう改めた。</p>

<p>a 占有許可面積を誤っていたため、徴収額を誤っているものがあった。 (公園管理課)</p>	
--	--